



絆 『 自他共栄 』



(1) 目標に向かって精一杯努力しよう
 (2) 安全に気をつけて生活をしよう



安全に自転車通学ができるように意識しよう。

夏休みまで、気づけばあと一ヶ月あまりとなりました。1年生も中学校での生活にも慣れ、どの学年の生徒もそれぞれの目標に向かって、学習や運動に取り組んでいることと思います。そんな中で、自転車に関するトラブルがいくつか起きています。安全な通学のために、皆さん一人一人が意識してもらいたい事を載せました。自分の運転と比べて、振り返りをして見ましょう。

① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

★ 自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則です。
 ★ 自転車が車道通行するときは、道路の中央から左側の部分の左端に寄って通行してください。

歩道通行可能な場合

- 「普通自転車歩道通行可」の標識等がある
- 13歳未満のこどもや70歳以上の方、体の不自由な方
- 通行の安全を確保するためにやむを得ないとき

こんな運転もやめましょう！

- ・スマートフォン・携帯電話を使いながらの運転
- ・イヤホンやヘッドホンで音楽などを聞きながらの運転
- ・傘差し運転・並進・二人乗り

自転車保険への加入について

茨城県では、令和元年6月に茨城県交通安全条例の一部改正を行い、自転車の安全利用の推進及び自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図っています。保護者の責務として、生徒が自転車を利用する場合、自転車保険への加入、交通事故の防止及び自転車の安全な利用について必要な指導を行うよう努めなければならないこととなっておりますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

★ 信号は必ず守り、道路を横断するときは安全を確認しましょう。
 ★ 一時停止標識のある交差点では、必ず止まって、左右の安全を確認し

⑤ ヘルメットを着用

★ 自転車の交通事故で亡くなった方の多くは、頭部を損傷しています。大切な命を守るため、子供から大人まですべての自転車利用者がヘルメットを着用しましょう。
 ★ 令和5年4月から、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。

資料 「茨城県警察 交通安全かわら版」

「こども基本法」って何だろう？

皆さんは、「こども基本法」という法律をご存じですか？子どもは一人ひとりがとても大切な存在です。こども基本法は、こうした社会を目指してこどもや若者に関する取組を進めていくための基本となる事項を定めた法律です。皆さんはどんな権利をもっているのでしょうか？知ると世の中の見方が変わるかもしれませんよ。

きほんほう どうが ばん
「こども基本法」動画 やさしい版

https://youtu.be/NMw-JqACFLM